

④ 食物アレルギー

- ・家庭で摂ったことのない食物は基本的に与えない。
- ・食物アレルギーの子どもの食事を調理する担当者を明確にする。
- ・材料等の置き場所，調理する場所が紛らわしくないようにする。
- ・材料を入れる容器，食物アレルギーの子どもに食事を提供する食器，トレイの色や形を明確に変える。
- ・除去食，代替食は普通食と形や見た目が明らかに違うものにする。
- ・食事内容を記載した配膳カードを作成し，食物アレルギーの子どもの調理，配膳，食事の提供までの間に2重，3重のチェック体制をとる。

などが食物アレルギーのリスク除去の方法としてあげられています。

食物アレルギーによる配慮が必要な場合は，学校生活管理指導表やアレルギー疾患生活管理指導表を提出してもらいます。食物の除去については，医師の診断に基づいた同表を基に対応を行い，完全除去を基本として代替食による対応を考えます。また，誤配による人的エラーを減らす方法などのマニュアル化を図ることが望ましいです。

このガイドラインに記載されている内容や助言を参考にして，保育施設・事業者，地方自治体がそれぞれの実情に応じて，施設内外の安全点検や危険箇所の点検，安全体制づくりなどを行い，保育全体における安全確保に努めることが重要となります。

4 災害への対策と危機管理

園ではさまざまな**避難訓練**が行われています。火災や地震などの災害を想定した**防災訓練**や，不審者に遭遇した場合などを想定した**防犯訓練**，保護者に子どもを引き渡す**引き渡し訓練**を定期的に行っています。どの訓練においてもまず，子どもに訓練の意味を説明してから実際の訓練に移っていくようにします。子どもに必要以上の恐怖感や不安感を与えないようにしましょう。災害発生時や不審者に遭遇した時に，クラスの子どもたち全員が同じ場所にいるとは限りません。また歩行の自立していない乳児を避難させる場合もあります。そのような場合も安全に子どもたちを避難させられるよう緊急時の対応の具体的な内容や手順，保育者の役割分担，避難訓練等のマニュアルを作成しておくことが大切です。万が一，災害などが発生した際は，その後の子どもの心のケアも考えなくてははいけません。

特定教育・保育施設等 事故報告様式（記載例）

認可	施設・事業種別	保育所	地域子ども・子育て支援事業別	一時預かり	平成〇年〇月〇日／第〇報			
自治体名	〇〇県〇〇市		施設名		〇〇保育園			
所在地	〇〇市〇〇1-1-1		開設（認可）年月日		昭和〇〇年〇月〇日			
設置者	〇〇法人〇〇会		代表者名		〇〇 〇〇			
在籍子ども数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計		
	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		
教育・保育従事者数	〇〇名			うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士			〇〇名	
うち常勤教育・保育従事者	〇〇名			うち常勤保育教諭・幼稚園教諭・保育士			〇〇名	
保育室等の面積	乳児室	〇㎡	ほふく室	〇㎡	保育室	〇㎡	遊戯室	〇㎡
	〇〇室	〇㎡		㎡		㎡		㎡
事故対応マニュアルの状況	無			事故予防に関する研修の直近の実施日		実施していない		
事故発生日時	平成〇〇年〇月〇日			15時30分頃				
子どもの年齢・性別	1歳5ヶ月 男児		入園・入所年月日		平成〇〇年〇月〇日			
病状・死因等（既往症）	窒息による低酸素性脳症により死亡			既往症：なし		病院名 〇〇病院		
発生時の体制	1歳児 3名		教育・保育従事者		2名（うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士 2名）			
発生場所	1歳児クラスのほふく室							
発見時の子どもの様子	おやつを食べている際に、本児が急に泣き出した。保育士が口内のものを出そうとしたが、嫌がっていた。保育士が口内に指を入れて、かき出していたが本児の唇が青くなったことに気がついた。背中を強く叩いたが、何も出てこず、段々、泣き声が弱々しくなった。							
発生状況	時間	内容						
	7:30	登園。検温〇度。 本児は普段と変わらない様子で過ごす。						
	14:20	本児ほか2児が寝ている。						
	15:10	午睡から目覚め、おやつを食べる準備をする。						
	15:20	本児はケーキ（〇〇製菓××ケーキ（縦2cm、横2cm、厚さ2cm））をほおぼりながら食べるという食べ方をしていた。2つ目に手を伸ばし、食べていた。この時、担任保育士は少し離れた場所で他児の世話をしていた。 ケーキを食べた本児がびっくりした表情になった。椅子に腰掛けていて、苦しそうな様子はなかった。その後、急に声を出して泣き出した。保育士が口内のものを出そうとしたが、嫌がっていた。保育士が口内に指を入れて、かき出していたが本児の唇が青くなったことに気がついた。背中を強く叩いたが、何も出てこず、段々、泣き声が弱々しくなった。						
	15:25	看護師を部屋に呼んだ後、救急車を要請。口に手を入れ開かせた。背中を強く叩いたが、何も出てこない。泣き声が次第にかすれ声になり、体が硬直してきた。 看護師が到着した頃に、チアノーゼの症状が見られた。呼吸困難で、手は脱力した状態であると確認した。 看護師が脈をとるとかなり微弱で、瞳孔が拡大している。本児がぐったりとし、顔等が冷たいのを確認。心臓を確認すると、止まっている様に感じ、心臓マッサージを行う。						
15:33	救急隊が到着し、心肺蘇生等を実施し、病院へ搬送。							
15:45	病院到着。意識不明であり、入院。							
〇月〇日	意識が回復しないまま死亡。							
当該事故に特徴的な事項	普段は0歳児クラスで保育していたが、この日は1歳児クラスと合同で保育していた。							
発生後の対応（報道発表を行う（行った）場合にはその予定（実績）を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・園の対応 〇/〇 保育園において児童の保護者と面談 〇/〇 保育園で保護者説明会 〇/〇 理事会で園長が説明 ・市の対応 〇/〇 記者クラブへ概要を説明 							

出所：内閣府HP「子ども・子育て支援新制度」（<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/s-jikohoukoku-b1.pdf> 2018年3月27日閲覧）。

1 防災訓練と災害への備え

防災訓練では、避難の緊急放送や指示を落ち着いて聞く態度、非常階段や非常すべり台などの避難器具、防災頭巾の使い方を学んでいきます。繰り返し訓練を行うことにより、徐々にすばやく落ち着いた行動ができるようになります。保育者もさまざまな状況を想定し、日頃から人数確認の習慣をつけ、緊急時に備え、連絡網や防災頭巾、防犯ブザー、消火器などをきちんと管理、点検しておく必要があります。

地震や豪雨などにおいては、園や園周辺地域の地理的特徴によって警戒すべき自然災害は変わってきます。津波や土砂災害など、これまでにその地域でおきた災害について学び、避難する際に必要な情報等を記入した防災マップを作成しておくといいでしょう。園以外の避難場所や保護者への引き渡しの方法をしっかりと確認しておくことも大切です。東日本大震災の際には交通機関が乱れ、多くの保護者が迎えに来るのが難しい状況になりました。保護者の他にもすぐに連絡の付きやすい人を緊急連絡先として追加したり、食料などの準備を万全にしたりしておきましょう。

なお、火災と地震の場合とでは避難方法が若干異なります。

●地震の場合

建物が傾いてドアが開かなくなることを防ぐため、**地震を感じたらすぐにドアを開ける**ようにします。揺れがおさまるまで机やテーブルの下に入り身を守ります。揺れがおさまってから避難を開始します。

ワンポイントアドバイス こわい思いをした後の子どもの心のケア

こわい思い、悲しい思いをした後は大人でもショックが大きいものです。まして、子どもがそのような経験をした後は不眠や食欲不振、落ち着きがなくなったり、はしゃいだりするなど、これまでと違った様子がみられることがあります。これらの症状が1か月以上続く場合を**心的外傷後ストレス障害（PTSD：posttraumatic stress disorder）**とといいます。2011（平成23）年の東日本大震災発生後には、被災地以外の子どもたちにもさまざまな変化がみられました。そのような状況の中、被災地に保育士などが派遣され、被災地の子どもたちに寄り添い、遊んだりすることが子どもの心のケアにつながりました。このようにショックな出来事がおこった後は、その後の子どもの心のケアも考慮した対応が必要になります。子どもの心を癒す保育者に求められるものは大きく、保育者が担う役割も大変重要なものです。 （田中）

●火災の場合

火災発生時には保育者は子どもを避難させると同時に初期消火を行う場合もあります。消火器の正しい使い方を学んでおきましょう。火災の場合は炎が燃え広がるのを防ぐために窓や出入り口のドアを閉めて避難します。煙を吸い込まないようにするためにハンカチなどで口元を押さえ、姿勢を低くして避難します。

平成29年告示の保育所保育指針 ここがポイント！

災害への備え

昨今のさまざまな災害を受けて、平成29年告示の保育所保育指針の「第3章 健康と安全」には、新たに「4 災害への備え」が加わりました。その中で、次のように記載されています。

(1) 施設・設備等の安全確保

- ア 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行うこと。
- イ 備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めること。

(2) 災害発生時の対応体制及び避難への備え

- ア 火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成すること。
- イ 定期的に避難訓練を実施する等、必要な対応を図ること。
- ウ 災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引き渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引き渡し方法等について確認をしておくこと。

(3) 地域の関係機関等との連携

- ア 市町村の支援の下に、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。
- イ 避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。

※なお、平成29年告示の幼保連携型認定こども園教育・保育要領にも、同様の記述がなされています。

これまで以上に安全への認識を深め、いざという時に的確に行動がとれるよう、各園の実情に合わせたマニュアルを作成し、定期的に訓練しておくことが求められています。具

体的な避難場所等も確認し、保護者と情報を共有していくことが必要です。備蓄品も定期的に点検し、賞味期限が切れていないかどうか確認しておきます。また非常用持ち出し袋には、保護者の緊急連絡先等がわかるものを入れておくことは必須ですが、特にアレルギー児に対しては、食べられない食材などを明記した園児用の名札なども用意しておくといひでしょう。日頃から地域の人たちとつながりを持っておいたことで、災害時に協力体制を組むことができた事例も報告されています。

災害はいつ発生するかわかりません。子どもの命を守れるか否かは、日常の災害への備えにかかっています。子どものそばにいる保育者の行動が重要であるという認識を忘れずに日々を過ごしたいものです。 (鈴木)

2 防犯訓練（不審者訓練）

園内に不審者が侵入した場合や園外で不審者に遭遇した場合の避難方法を訓練します。保育者においては、子どもたちを迅速に安全な場所に避難させる係、通報する係など役割分担を決めておきます。子どもには怪しい人を見かけたら、すぐにその場から離れ、保育者や保護者、周りの大人に知らせるよう指導します。また不審者情報の提供を受けた場合には、速やかに全職員、保護者に情報を伝え、大人全員で子どもを守っていくように努めます。

その他、保護者による送迎を実施している園では、降園時に保護者以外の人を迎えにきた場合に注意が必要です。たとえ**子どもが知っている人であっても事前に保護者から連絡を受けていることを確認**してから引き渡すようにしましょう。

3 引き渡し訓練

避難訓練の一つに引き渡し訓練というものがあります。通常の保育者と子どもたちだけで行う避難訓練とは異なり、実際に保護者に子どもを迎えに来てもらい引き渡す訓練です。園では有事の際、まずは園庭などの第一避難場所に子どもたちを避難させます。しかし、その場所が危険になった場合には近隣の安全な場所、例えば公園などの第二避難場所に子どもたちを避難させます。その際、保育者だけで子どもたちを誘導することになるので、車などには十分注意します。

保護者には、車や電車などの交通手段が使えなくなった場合を想定し、可能な限り徒歩で迎えに来てもらうこともあります。引き渡し場所までの経路に危険な箇所はないか確認をしてもらうと同時に、到着までにかかった時間を報告してもらい、保育者はそれを記録します。この時間は実際の引き渡し時の目安となります。目安の時間よ